

# トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日

一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「埼ト協」という。)の会員事業者に雇用されている運転従事者に対する睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査を促進するための助成事業について、必要な事項を定め事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象は、埼ト協の会員事業者に雇用され、かつ埼玉県内の事業所において運転業務に従事している者とする。

但し、令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、50台を超える登録車両台数の会員事業者については50名を上限とする。

## (助成対象検査医療機関、埼ト協指定医療機関)

第2条 助成対象検査医療機関は、埼ト協が認めた次の検査医療機関(以下「医療機関」という。)とする。  
なお、指定を受けた医療機関は個人情報保護法を厳守の上、データの集計を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めるものとする。

## (助成の対象、助成期間)

第3条 助成の対象検査はSASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)および第2次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とする。なお医療機関からの検査機器の送料については医療機関が負担するが、検査終了後の検査機器及び検査データの送料については事業者の負担とする。

一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限り、埼ト協分(1名あたり2,000円)を助成の対象とする。なお、届出していない事業者については、(公社)全日本トラック協会分(以下「全ト協」という。)(1名あたり2,500円または2,200円)のみを助成する。また、標準的な運賃届出前に全ト協分助成金の交付申請をしたものについては、埼ト協分助成金の追加請求はできない。

助成の対象期間は令和7年3月1日～令和8年2月28日までに、検査及び費用の支払いが完了するものとする。但し、3月中の検査及び費用の支払いにおいては、全ト協分のみ助成の対象外となる。

## (助成額等)

第5条 検査費用・助成額は、下表のとおりとする。

医療機関	検査費用	助成額	
		埼ト協	全ト協
NPO法人睡眠健康研究所	5,500円	2,000円	2,500円
NPO法人ヘルスケアネットワーク	5,500円	2,000円	2,500円
一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター	5,240円	2,000円	2,500円
埼玉県済生会加須病院	4,400円	2,000円	2,200円
さくらクリニック(1度に5名以上で受診される場合)	4,400円	2,000円	2,200円
さくらクリニック(1度に5名未満で受診される場合)	5,500円	2,000円	2,500円
朝霞厚生病院	4,400円	2,000円	2,200円

プラーナクリニック	7,920 円	2,000 円	2,500 円
さいたま中央クリニック	9,900 円	2,000 円	2,500 円
はすだセントラルクリニック	4,500 円	2,000 円	2,200 円
あけとクリニック	12,680 円	2,000 円	2,500 円
わかさクリニック	4,400 円	2,000 円	2,200 円
熊谷総合病院	4,400 円	2,000 円	2,200 円
指扇療養病院	9,900 円	2,000 円	2,500 円
圏央所沢病院	5,500 円	2,000 円	2,500 円

(申請受付等)

第6条 申請受付は、埼玉協及び全ト協の予算範囲において行う。

2 会員事業者は、前項の申請をする場合には、事前に埼玉協へ予算状況の確認を行う。

申請期間は、令和7年4月1日から令和7年12月19日までとする。

(検査の予約と申し込み)

第7条 会員事業者は前条第2項により確認を行った後、医療機関へ予約後、『トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書(様式1-1)』を埼玉協に提出する。

2 事前申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第8条 会員事業者及び申込者は、検査にあたり、『トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状(様式1-2)』に署名・捺印し、正本を医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。

2 会員事業者は、申込者が、『トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状(様式1-2)』の写しを求めた時は本人に交付するものとする。

3 『トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状(様式1-2)』の取扱については、医療機関、会員事業者、申込者ともに、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などのないよう充分注意すること。

(助成金の請求)

第9条 会員事業者は、助成金を請求するときは、埼玉協に対し、当該医療機関の検査費用明細書の写し及び領収書の写しを添付して『トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告書(様式1-3)』を提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 埼玉協は、前条により請求された助成金について、全ト協より交付された金額を含めた合計金額を支払う。ただし国からの補助金が交付されたスクリーニング検査に対しては、助成金を交付しない。

(その他)

第11条 本要綱に定めのない事項については、埼玉協と全ト協が協議し対処する。

2 会員事業者は、SASスクリーニング検査から得た個人情報の保護について充分配慮するとともに、申込者に対し、当該検査結果のみを理由に解雇や配置転換など不利益な取り扱いを行うことのないようにしなければならない。

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。